

第 6 6 6号
平成21年10月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

○条例	番号	頁数	番号	頁数
天理市議会委員会条例の一部を改正する条例	22	2	放置自転車等の保管について	264 17
天理市老人憩の家条例の一部を改正する条例	23	2	放置自転車等の保管について	265 17
天理市国民健康保健条例の一部を改正する条例	24	2	○公告	番号 頁数
○規則	番号	頁数	一般競争入札について	29 18
天理市事務分掌規則及び天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則	19	2	一般競争入札について	30 20
○告示	番号	頁数	一般競争入札について	31 22
天理市消費生活センターの設置について	240	3	一般競争入札について	32 24
放置自転車等の保管について	241	3	公売公告兼見積価格公告	33 26
公示送達について	242	4	天理農業振興地域整備計画の変更について	34 27
放置自転車等の保管について	243	4	○教育委員会	— 頁数
放置自転車等の保管について	244	4	臨時教育委員会の招集について	27
放置自転車等の保管について	245	5	定例教育委員会の招集について	27
放置自転車等の保管について	246	5	臨時教育委員会の招集について	28
放置自転車等の保管について	247	5	○農業委員会	— 頁数
放置自転車等の保管について	248	6	農業委員会の招集について	28
放置自転車等の保管について	249	6	○選挙管理委員会	— 頁数
放置自転車等の保管について	250	6	天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録基準日等	28
放置自転車等の保管について	251	7		
放置自転車等の保管について	252	7		
平成21年度天理市一般会計補正予算（第2号）外4会計補正予算の要領について	253	8		
放置自転車等の保管について	254	14		
放置自転車等の保管について	255	14		
放置自転車等の保管について	256	14		
公示送達について	257	15		
放置自転車等の保管について	258	15		
放置自転車等の保管について	259	15		
自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	260	16		
公示送達について	261	16		
放置自転車等の保管について	262	16		
放置自転車等の保管について	263	17		

条 例

(平成21年 9 月30日 掲 示 済)

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 9 月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第22号

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例
天理市議会委員会条例（昭和32年 3 月天理市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。
ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年 9 月30日 掲 示 済)

天理市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 9 月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第23号

天理市老人憩の家条例の一部を改正する条例
天理市老人憩の家条例（昭和59年 3 月天理市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表中

天理市御経野老人憩の家	天理市勾田町1 7 4番地	を
天理市守目堂老人憩の家	天理市守目堂町1 6 1番地 1	

「

天理市御経野老人憩の家	天理市勾田町1 7 4番地	に改める。
-------------	---------------	-------

」

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年 9 月30日 掲 示 済)

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 9 月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第24号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例
天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 1 条を加える。
（平成21年10月から平成23年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）
第10条 被保険者が平成21年10月 1 日から平成23年 3 月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。
附 則
この条例は、平成21年10月 1 日から施行する。

規 則

(平成21年 9 月30日 掲 示 済)

天理市事務分掌規則及び天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 9 月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第19号

天理市事務分掌規則及び天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則
（天理市事務分掌規則の一部改正）
第 1 条 天理市事務分掌規則（平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第18条高齢福祉系の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 天理市コミュニティセンター条例施行規則(平成2年12月天理市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条コミュニティ系の項第4号中「及び守目堂老人憩の家」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成21年9月7日揭示済)

天理市告示第240号

消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第2項の規定により、消費生活センターを下記のとおり設置したので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年9月7日

天理市長 南 佳 策

1 名称及び位置

消費生活センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称 天理市消費生活センター

位置 天理市川原城町605番地(天理市役所内)

2 開設日

消費生活センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、天理市の休日を定める条例(平成元年天理市条例第4号)第1条第2号及び第3号に規定する本市の休日を除く。

3 開設時間

消費生活センターの開設時間は、午前10時から午後3時までとする。

(平成21年9月7日揭示済)

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月7日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年9月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年9月7日から平成21年11月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)

(2) 移動・保管費用(1台につき)

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成21年9月8日揭示済)

天理市告示第242号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成21年9月8日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成21年9月8日揭示済）

天理市告示第243号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年9月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年9月8日から平成21年11月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成21年9月9日揭示済）

天理市告示第244号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年9月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年9月9日から平成21年11月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成21年9月10日揭示済）

天理市告示第245号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年9月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年9月10日から平成21年11月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年9月11日揭示済)

天理市告示第246号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年9月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年9月11日から平成21年11月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年9月14日揭示済)

天理市告示第247号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年9月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成21年9月14日から平成21年11月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年9月15日揭示済)

天理市告示第248号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月15日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年9月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年9月15日から平成21年11月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年9月16日揭示済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年9月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年9月16日から平成21年11月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年9月16日揭示済)

天理市告示第250号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成21年9月16日
 - 3 移動対象区域
天理市海知町121番地5先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年9月16日から平成21年11月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年9月17日揭示済)

天理市告示第251号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年9月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年9月17日から平成21年11月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年9月18日揭示済)

天理市告示第252号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年9月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年9月18日から平成21年11月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年9月24日揭示済)

天理市告示第253号

平成21年9月17日付で議決のあった平成21年度天理市一般会計補正予算（第2号）、平成21年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成21年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成21年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び平成21年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成21年9月24日

天理市長 南 佳 策

平成21年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成21年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ876,326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,967,191千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		8,134,631 ^{千円}	550,521 ^{千円}	8,685,152 ^{千円}
	5 特別土地保有税	2	550,521	550,523
14 国庫支出金		1,830,372	420,510	2,250,882
	2 国庫補助金	209,096	420,510	629,606
15 県支出金		1,126,363	178,330	1,304,693
	2 県補助金	374,084	178,330	552,414
16 財産収入		63,730	46,001	109,731
	2 財産売払収入	7,203	46,001	53,204
18 繰入金		741,221	△644,999	96,222

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	741,221 ^{千円}	△692,537 ^{千円}	48,684 ^{千円}
	2 特別会計繰入金	0	47,538	47,538
19 繰越金		200,000	97,642	297,642
	1 繰越金	200,000	97,642	297,642
20 諸収入		397,391	211,021	608,412
	1 延滞金加算金及び過料	3,600	208,885	212,485
	5 雑入	167,115	2,136	169,251
21 市債		1,830,000	17,300	1,847,300
	1 市債	1,830,000	17,300	1,847,300
歳 入	合 計	22,090,865	876,326	22,967,191

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		266,950	7,515	274,465
	1 議会費	266,950	7,515	274,465
2 総務費		3,227,073	200,564	3,427,637
	1 総務管理費	2,571,144	180,932	2,752,076
	2 徴税費	346,222	17,903	364,125
	3 戸籍住民基本台帳費	145,883	11,042	156,925
	4 選挙費	110,838	△9,408	101,430
	5 統計調査費	19,907	△726	19,181
	6 監査委員費	33,079	821	33,900
3 民生費		7,295,504	334,055	7,629,559

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	3,181,829	13,552	3,195,381
	2 児童福祉費	2,993,584	312,658	3,306,242
	3 生活保護費	1,119,540	7,845	1,127,385
4 衛生費		1,444,796	611	1,445,407
	1 保健衛生費	484,100	22,509	506,609
	2 清掃費	960,696	△21,898	938,798
6 農林費		361,164	3,196	364,360
	1 農業費	341,693	2,124	343,817
	2 林業費	19,471	1,072	20,543
7 商工費		167,127	13,413	180,540
	1 商工費	167,127	13,413	180,540

8 土木費		2,941,375	69,605	3,010,980
	1 道路橋りょう費	528,048	23,436	551,484
	2 河川費	93,828	97	93,925
	3 都市計画費	2,175,914	34,814	2,210,728
	4 住宅費	143,585	11,258	154,843
10 教育費		3,099,882	249,740	3,349,622
	1 教育総務費	511,934	30,884	542,818
	2 小学校費	742,314	149,284	891,598
	3 中学校費	269,301	26,651	295,952
	4 幼稚園費	635,830	△1,095	634,735
	5 社会教育費	734,279	25,089	759,368
	6 保健体育費	206,224	18,927	225,151

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		33,003	△2,373	30,630
	1 公共土木施設災害復旧費	21,787	△2,555	19,232
	2 農林業施設災害復旧費	11,216	182	11,398
歳出合計		22,090,865	876,326	22,967,191

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民間保育施設整備事業	17,800	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができるものとする。
計	17,800			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	902,400	当初議決に同じ	当初議決に同じ	当初議決に同じ	901,900	当初議決に同じ	当初議決に同じ	当初議決に同じ

平成21年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,935千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,556,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,117,846	6,662	2,124,508
	2 国庫補助金	617,737	6,662	624,399
4 療養給付費交付金		212,050	10,988	223,038
	1 療養給付費交付金	212,050	10,988	223,038
5 前期高齢者交付金		930,000	△33,154	896,846
	1 前期高齢者交付金	930,000	△33,154	896,846
8 財産収入		10	50	60
	1 財産運用収入	10	50	60
10 繰越金		278,196	28,389	306,585

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	千円 278,196	千円 28,389	千円 306,585
歳入	合計	6,544,000	12,935	6,556,935

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 161,801	千円 △6,147	千円 155,654
	1 総務管理費	140,244	△6,147	134,097
2 保険給付費		4,296,822	17	4,296,839
	4 出産育児諸費	59,280	17	59,297
3 後期高齢者支援金等		752,615	93,287	845,902
	1 後期高齢者支援金等	752,615	93,287	845,902
4 前期高齢者納付金等		1,009	1,403	2,412
	1 前期高齢者納付金等	1,009	1,403	2,412
5 老人保健拠出金		158,632	△45,257	113,375
	1 老人保健拠出金	158,632	△45,257	113,375

款	項	補正前の額	補正額	計
6 介護納付金		千円 341,564	千円 △30,779	千円 310,785
	1 介護納付金	341,564	△30,779	310,785
8 保健事業費		62,811	241	63,052
	1 特定健康診査等事業費	51,567	241	51,808
9 基金積立金		10	50	60
	1 基金積立金	10	50	60
11 諸支出金		10,412	120	10,532
	1 償還金及び還付加算金	7,652	120	7,772
歳出	合計	6,544,000	12,935	6,556,935

平成21年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,243千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,716,643千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		1,013,449	3,080	1,016,529
	1 支払基金交付金	1,013,449	3,080	1,016,529
7 財産収入		1	567	568
	1 財産運用収入	1	567	568
8 繰入金		504,302	50,003	554,305
	1 他会計繰入金	482,757	50,003	532,760
9 繰越金		50,000	149,593	199,593
	1 繰越金	50,000	149,593	199,593
歳入合計		3,513,400	203,243	3,716,643

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		2	106,211	106,213
	1 基金積立金	2	106,211	106,213
6 諸支出金		754	97,032	97,786
	1 償還金及び還付加算金	754	49,494	50,248
	2 繰出金	0	47,538	47,538
歳出合計		3,513,400	203,243	3,716,643

平成21年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,902,356千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		10,000	15,756	25,756
	1 繰越金	10,000	15,756	25,756
歳入合計		4,886,600	15,756	4,902,356

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		2,147,654	15,756	2,163,410
	1 下水道費	901,487	12,566	914,053
	2 下水道事業費	1,246,167	3,190	1,249,357
歳出合計		4,886,600	15,756	4,902,356

平成21年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,590千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 27,000	千円 34,000	千円 61,000
	1 国庫補助金	27,000	34,000	61,000
2 繰入金		89,997	△45,000	44,997
	1 他会計繰入金	39,997	5,000	44,997
	2 基金繰入金	50,000	△50,000	0
3 繰越金		1,000	2,952	3,952
	1 繰越金	1,000	2,952	3,952
5 市債		18,000	22,500	40,500
	1 市債	18,000	22,500	40,500

款	項	補正前の額	補正額	計
7 財産収入		千円 0	千円 138	千円 138
	1 財産運用収入	0	138	138
歳入合計		136,000	14,590	150,590

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 135,568	千円 14,590	千円 150,158
	1 土地区画整理事業費	135,568	14,590	150,158
歳出合計		136,000	14,590	150,590

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円				千円			
	18,000	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	40,500	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

(平成21年 9月24日 揭示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 9月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 9月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 9月24日から平成21年11月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 9月24日 揭示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 9月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年 9月24日
 - 3 移動対象区域
天理市三島町563番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年 9月24日から平成21年11月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年 9月25日 揭示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年 9月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成21年 9月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年9月25日から平成21年11月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年9月28日揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年9月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年9月28日から平成21年11月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年9月29日揭示済)

天理市告示第号258号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年9月29日

天理市長 南 佳 策

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達すべき書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成21年9月29日揭示済)

天理市告示第259号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年9月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年9月29日から平成21年11月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年9月30日揭示済)

天理市告示第260号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年9月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成21年9月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年9月30日から平成21年11月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成21年9月30日揭示済)

天理市告示第261号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年9月30日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成21年9月30日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成21年9月30日から平成22年3月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210

天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成21年10月1日揭示済)

天理市告示第262号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年10月1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達すべき書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成21年10月1日揭示済)

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年10月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年10月1日から平成21年11月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月2日揭示済)

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成21年10月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年10月2日から平成21年11月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成21年10月5日揭示済)

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成21年10月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成21年10月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成21年10月5日から平成21年12月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成21年9月10日揭示済)

天理市公告第29号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成21年9月10日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工事名 道路改良工事川原城二階堂線及びマンホール修繕工事（第5工区）
- (2) 工事場所 天理市荒蒔町・平等坊町
- (3) 工事概要

工事延長	L=338.4m
道路土工	一式
擁壁工	L=482.9m
排水構造物工	L=450.3m
舗装工	A=2085.0㎡
道路附属施設工	一式
防護柵工	L=252.8m
付帯工	一式
構造物撤去工	一式
仮設工	一式
マンホール蓋取替工	8箇所
- (4) 工期 平成22年3月31日まで
- (5) 予定価格 69,894,300円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 60,944,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成21年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名称 (株)シードコンサルタント
住所 奈良県奈良市芝辻町2-10-6

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 平成21年9月18日(金)午後5時
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年9月25日(金)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年10月8日(木)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年10月9日(金) 午前9時10分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定す

るものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

(平成21年9月10日揭示済)

天理市公告第30号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成21年9月10日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工事名 都市水環境整備事業污水管布設工事（特第4・24工区）

(2) 工事場所 天理市中山町・成願寺町

(3) 工事概要	工事延長	L=513.5m
	開削工 VUφ200	L=383.0m
	開削工（サービス管）VUφ200	L=34.0m
	低耐荷力圧入二工程推進工VPφ200	L=130.5m
	マンホール工	29基
	ます設置工	26箇所
	ますポンプ設置工	2箇所
	付帯工	一式

(4) 工期 平成22年3月25日まで

(5) 予定価格 59,722,950円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 52,008,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成21年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。

⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

- ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)西日本設計

住所 大阪市天王寺区寺田町2-5-14 (奈良事務所 奈良市西木辻町121-2-501)

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 平成21年9月18日(金)午後5時
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年9月25日(金)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年10月8日(木)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年10月9日(金)午前10時から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

(平成21年9月10日揭示済)

天理市公告第31号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成21年9月10日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工事名 都市水環境整備事業污水管布設工事（特第1・21工区）

(2) 工事場所 天理市中之庄町

(3) 工事概要	工事延長	L=352.1m
	鋼製さや管泥水一工程推進工SPφ400	L=58.0m
	鋼製さや管ポーリング推進工SPφ300	L=5.2m
	開削工VUφ200	L=288.9m
	開削工（サービス管）VUφ200	L=27.1m
	圧送管布設工HIVPφ75	L=68.4m
	マンホール工	23基
	ます設置工	6箇所
	付帯工	一式

(4) 工期 平成22年3月25日まで

(5) 予定価格 46,507,650円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 40,354,650円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成21年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること（契約金額2千5百万円以上の工事は、専任で配置すること。）。

① 入札説明書 別表1の資格を有する者

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名称 中日本建設コンサルタント(株)
住所 名古屋市中区錦1-8-6 (大阪事務所 大阪府中央区内本町1-3-5)

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年9月10日(木)から平成21年9月17日(木)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 平成21年9月18日(金)午後5時
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年9月25日(金)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年10月8日(木)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年10月9日(金)午後1時10分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

(平成21年9月10日揭示済)

天理市公告第32号

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札に付すので、天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第3条の規定により公告する。

平成21年9月10日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工事名 山の辺第一工区区画道路整備工事（6 - 13号線）及び山の辺第一工区区画道路整備工事（6 - 14号線）

(2) 工事場所 天理市田部町・別所町

(3) 工事概要	工事延長	L = 160.5 m
	道路用鉄筋コンクリート側溝 3種300A	L = 154.0 m
	自由勾配側溝 600×600	L = 86.0 m
	600×700	L = 34.0 m
	舗装工	A = 977.0 m ²
	工事延長	L = 53.1 m
	護岸工	L = 45.0 m
	アンカー式空石積工	L = 42.7 m
		A = 87.0 m ²
	側溝工U型側溝 (A)	L = 10.0 m
	U型側溝 (B)	L = 26.0 m
	舗装工	A = 310.0 m ²
	付帯工	一式

(4) 工期 平成22年3月26日まで

(5) 予定価格 31,132,500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 最低制限価格 27,034,350円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

④ 本市が平成21年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成21年度）において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること（契約金額2千5百万円以上の工事は、専任で配置すること。）。
 - ① 入札説明書 別表1の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 平成21年9月10日（木）から平成21年9月17日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 平成21年9月10日（木）から平成21年9月17日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年9月10日（木）から平成21年9月17日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 平成21年9月18日（金）午後5時
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成21年9月25日（金）に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成21年10月8日（木）
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成21年10月9日（金）午後2時から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定す

るものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

(平成21年9月17日揭示済)

天理市公告第33号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

平成21年9月17日

天理市長 南 佳 策

売却区分	名称、性質、その他	数量	見積価額	公 売
			(最低入札価) (円)	保証金 (円)
天5-1	掛軸	1	40,000	4,000
天5-2	棚下屏風	1	30,000	3,000
天5-3	フィギュア12体	1	1,000	0
天5-4	鉄道模型	1	1,000	0
天5-5	釣り用具（ゴム磁石）	1	500	0
天5-6	ラベル作成機	1	500	0
天5-7	サポーター	1	3,000	0
天5-8	①お洒落な紳士用革靴 24.5cmEEE 焦茶色	1	2,000	0
天5-9	②お洒落な紳士用革靴 23.0cm 黒色	1	2,000	0
天5-10	③お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 黒色	1	2,000	0
天5-11	④お洒落な紳士用革靴 25.0cm 黒色	1	2,000	0
天5-12	⑤お洒落な紳士用革靴 25.0cm 黒色	1	2,000	0
天5-13	⑥お洒落な紳士用革靴 26.0cm 黒色	1	2,000	0
天5-14	⑦お洒落な紳士用革靴 25.0cm 茶色バックスキン	1	2,000	0
天5-15	⑧お洒落な紳士用革靴 26.0cm 茶色バックスキン	1	2,000	0
天5-16	⑨お洒落な紳士用革靴 25.5cm 茶色	1	2,000	0
天5-17	⑩お洒落な紳士用革靴 25.0cm 黒色	1	2,000	0
天5-18	⑪お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 茶色	1	2,000	0
天5-19	⑫お洒落な紳士用革靴 26.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天5-20	⑬お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 黒色	1	2,000	0
天5-21	⑭お洒落な紳士用革靴 25.5cm 茶色バックスキン	1	2,000	0
天5-22	⑮お洒落な紳士用革靴 25.0cm 黒色	1	2,000	0
天5-23	⑯お洒落な紳士用革靴 25.5cmEEE 黒色	1	2,000	0
天5-24	⑰お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 黒色	1	2,000	0
天5-25	⑱お洒落な紳士用革靴 25.0cm モスグリーン	1	2,000	0
天5-26	⑲お洒落な紳士用革靴 26.0cmEEE 茶色バックスキン	1	2,000	0
天5-27	⑳お洒落な紳士用革靴 25.0cmEEE 黒色	1	2,000	0
(注) ① 上記売却区分ごとに公売します。				
② 公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。				
公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション（せり売）			

公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間	平成21年10月9日 午後1時00分～平成21年10月20日 午後5時00分			
公売日時	入札開始	平成21年10月26日	午後1時00分	
	入札締切	平成21年10月28日	午後2時00分	
開札の日時	平成21年10月28日 午後2時00分			
売却決定	日時	平成21年10月28日 午後4時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成21年11月4日 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			
その他	1 天理市は瑕疵担保責任を負いません。			
	2 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。			
	3 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。			
	4 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。			
	5 その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。			
配当を受ける者の権利の申出について				
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。				

(平成21年9月29日掲示済)

天理市公告第34号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成21年10月29日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、天理市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成21年10月29日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成21年9月29日

天理市長 南 佳 策

- 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成21年9月29日（公告年月日）
至 平成21年10月29日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
- 農用地利用計画の案の縦覧場所 天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成21年9月16日掲示済)

天教告示第12号

平成21年9月28日午前9時30分から9月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年9月16日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

(平成21年9月16日掲示済)

天教告示第13号

平成21年10月5日午後3時から10月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年9月16日

天理市教育委員会
委員長 落 合 啓 男

(平成21年9月16日掲示済)

天教告示第14号

平成21年10月5日午後4時から10月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成21年9月16日

天理市教育委員会
委員長 落合啓男

農業委員会

(平成21年9月30日揭示済)

天農委告示第9号

平成21年10月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成21年9月30日

天理市農業委員会
会長 川口和良

記

議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について

議案第2号 その他

選挙管理委員会

(平成21年9月7日揭示済)

天選告示第36号

平成21年10月18日執行予定の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間を次のように定めた。

平成21年9月7日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 登録基準日 平成21年10月10日
- 2 登録日 平成21年10月10日
- 3 縦覧期間 平成21年10月11日